

回 覧 令和5年12月15日(三股町) 代表☎: 52-1111

.
.

◎ 読んだらすぐ隣へ回しましょう

【分類】	【No.】	【内容】
〈重要〉	1	◆「三股町総合福祉計画」の素案に皆さんのご意見をお寄せください
	2	◆住民税非課税世帯などに対する低所得者給付金支給のお知らせ
〈募集〉 〈お知らせ〉		◆町コミュニティバス「くいまーる」運転士を募集します
	3	◆令和6年 三股町消防出初式が開催されます ◆償却資産申告書(固定資産税)を送付します
	4	◆上米公園パークゴルフ場は年明けの2日から営業します
	5	◆第7回みまたん霧島パノラマまらそん開催日に交通規制を行います
	6	◆付加保険料の上乗せ納付で受け取る年金額を増やせます
	7	◆家内労働(内職)情報をお知らせします ◆「第15回 新春あいさつ会」に参加しませんか
	8	◆寒くなったら水道管の凍結にご注意ください
	9	◆高齢者安全運転支援事業(踏み間違い防止)を行っています
10	◆都城高専学生によるアンケート調査に協力をお願いします	



◆子育て支援を「ふるさと納税」で充実させよう

3つの「無料化」の実現を目指します!!

- 3歳未満児の「保育料」
- 町小中学校の「給食費」
- 高校生までの「医療費」



町公式サイト

今後も充実した子育て支援事業を継続できるよう、本町以外にお住まいのご家族、ご親戚、知人、友人などに対し「ふるさと納税」を通じて三股町を応援していただくよう「お声掛け」をお願いします。

三股町長 木佐貫 辰生

【分類】	【No.】	【内容】
〈農林畜産業関連〉	10	◆令和6年度 農業講座「ぼんちアグリスクール」の受講生を募集します
	11	◆化学肥料低減定着対策事業のお知らせ ◆1月の農業用廃棄プラスチック回収のお知らせ
	12	◆畜産農家の皆さんへ 毎月10日・20日・30日は「町内一斉消毒の日」です
〈相談〉		◆「行政相談」を実施します
	13	◆「人権相談」を実施します ◆「こころの健康相談」を実施します
	14	◆「成年後見制度の無料相談」を実施しています ◆「消費生活無料法律相談」を実施します
	15	◆「無料法律相談」を実施します ◆「おもちゃ病院三股」を開設します

◎次号の回覧は1月15日号です。

「広報みまた」1月号も1月15日号回覧とともにお届けします。

支部長宅への発送は1月11日(木)~12日(金)を予定しています。

重要

◆「三股町総合福祉計画」の素案に皆様のご意見をお寄せください

本町では、地域に暮らすすべての人が支え合い・助け合いながら社会活動に参加するため、安心・安全に暮らしていく地域社会づくりと相談しやすい体制づくりの施策の実現に向け、「三股町地域福祉計画」を策定します。また、この計画の部門別計画である「三股町障害者基本計画」、「三股町自殺対策行動計画」、「三股町成年後見制度利用促進基本計画」、「三股町再犯防止推進計画」、「三股町重層的支援体制整備事業実施計画」も策定します。今回、この6つの計画を「三股町総合福祉計画」として総称し、作成した素案を公表しますので、町民の皆さんの意見をお寄せください。

■意見の募集期間 = 12月25日(月)～令和6年1月15日(月)

■公表の場所 = ①町役場 福祉課

※土曜・日曜・祝日、年末年始(12月29日～1月3日)を除く
午前8時30分～午後5時

②町公式サイト(パブリックコメントページ)



公式サイトはこちら

■意見の提出書類 = 公表の場所に設置してある「意見等提出書」をご利用ください。また、様式は町公式サイトからもダウンロードできます。

■提出方法 = 住所、氏名または団体名を明記し、福祉課窓口へ提出するか、封書で郵送してください。

ファクス、Eメールでも受け付けます。

※ファクス番号:52-0001

※Eメールアドレス:syafuk-k@town.mimata.lg.jp

■取り扱いおよび公表 =

①寄せられたご意見などを考慮して、構想の素案に反映させます。また、その概要とこれに対する町の考え方を公表します(住所、氏名などの個人情報は公表しません)。

②寄せられたご意見などを基に、案を修正したときは、修正内容とその理由を公表します。

③お寄せいただいたご意見などに対して、個別の回答はできませんので、あらかじめご了承ください。

■結果の公表場所および公表 =

①町福祉課で閲覧

②町公式サイトのパブリックコメントページに掲載



■パブリックコメントについて =

○パブリックコメントとは

町の基本的な方針を定める計画や条例などの立案段階で、その立案に係る趣旨や内容(素案)を町民などに公表して広く意見を募集します。提出された意見を考慮して計画などを作成するとともに、寄せられた意見に対する町の考え方を公表する一連の手続きのことです。

○意見を提出できる人

①町内に住所がある人または居住する人

②町内に事務所または事業所を有する個人もしくは法人その他の団体

③町内に存する事務所または事業所に勤務する人

④町内の学校に在学する人

⑤パブリックコメントに係る事案に利害関係を有する人

※パブリックコメント手続きの詳細は、
町公式サイトでご確認ください。



パブリックコメント
詳細はこちら

★提出先・お問い合わせは、

〒889-1995 北諸県郡三股町五本松1番地1

福祉課 社会福祉係(1階 ⑥番窓口) ☎:52-9061(直通)にお願いします。

募 集

◆町コミュニティバス「くいまーる」運転士を募集します

業務内容	コミュニティバス運転士
募集人員	3人
応募条件	大型免許取得者または大型2種免許 ※大型免許取得者は採用後に講習を受けてもらいます。 ※過去1年間に免許停止処分を受けていない人
雇用期間	令和6年3月～（単年度契約） ※勤務態度などによって継続あり
勤務地	町コミュニティバス事務所および三股町内
勤務時間	勤務交代制(午前6時15分～午後8時30分の間) 週3～5日程度の勤務 ※3月中は業務習得期間(路線を覚えたり、バス運転士としての心得などを学びます)として、変則的な勤務になります。
賃 金	時給1,219円 ※期末手当、時間外勤務手当、通勤手当あり
福利厚生	健康保険(市町村共済組合)、厚生年金保険、雇用保険、公務災害補償など
必要書類	①履歴書 ②運転免許証のコピー ③過去5年分の運転記録証明書(運転免許センターにて発行)
申し込み先	総務課行政係
申し込み締め切り	令和6年1月12日(金) ※応募状況によっては締め切りを早める場合があります。その場合は町公式サイトなどでお知らせします。
選考方法	書類審査・面接・実技 ※面接日は申し込み受付後、電話連絡します

★お申し込み・お問い合わせは、総務課 行政係(2階 ②番窓口)

☎:52-1112(直通)をお願いします。

◆住民税非課税世帯などに対する低所得者給付金支給のお知らせ

エネルギー・食料品価格などの物価高騰の影響が大きい低所得世帯への負担軽減を図り、住民税非課税世帯などに対して、特別給付金を給付するものです。

■給付額 = 1世帯当たり 7万円

■支給対象世帯 =

①住民税非課税世帯

基準日(12月1日)において、世帯全員の令和5年度分の市町村民税均等割が非課税である世帯

※条例により、住民税均等割が免除されている世帯や生活保護受給世帯も含まれます。

②家計急変世帯

上記①に該当する世帯以外の世帯のうち、エネルギー・食料品価格などの物価高騰の影響を受けて家計が急変し、世帯全員の収入見込み額が非課税となる水準以下である世帯

(注意)支給対象世帯①および②とも、扶養親族のみからなる世帯を除きます。

■支給開始日など =

①前回、3万円の支給を受けた人

○基準日において、世帯や所得状況などに変更が無い人は、同じ口座に直接振り込みます。

○振り込みに関する通知文書は、12月中旬頃に届く予定です。なお、受け取りを拒否する人などは、総務課行政係へご連絡ください。

○支給開始日:12月26日(火)

②その他の該当者

準備ができ次第、確認書などの通知文書を送付します。文書の内容を確認し、手続きをお願いします。

★お問い合わせは、総務課 行政係(2階 ②番窓口)

☎:52-1112(直通)をお願いします。

◆令和6年 三股町消防出初式が開催されます

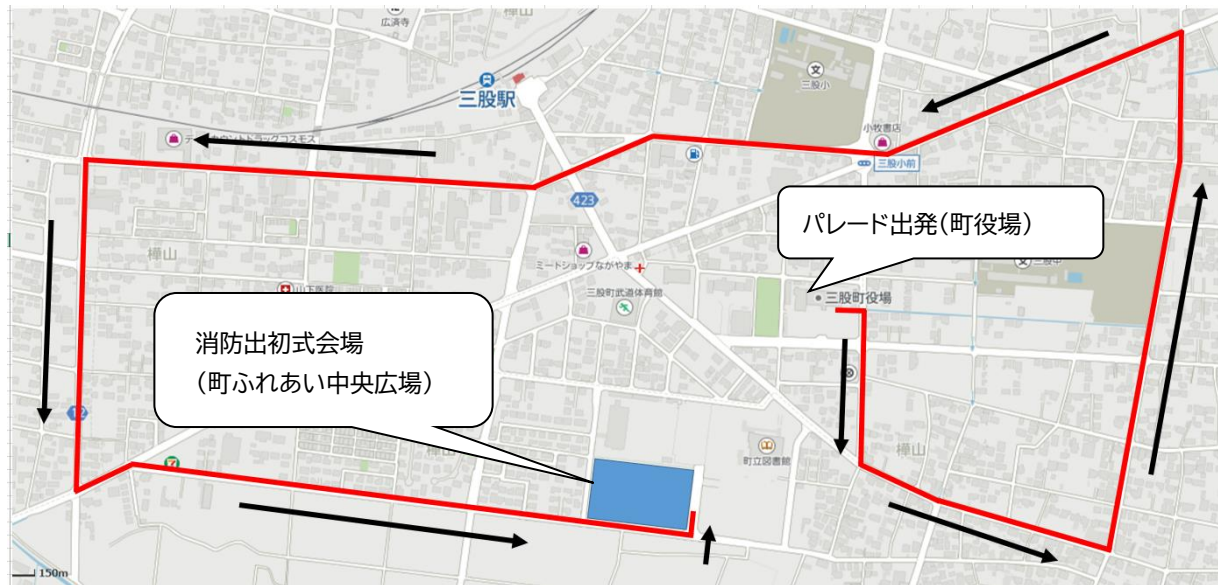
新春恒例行事の消防出初式を次のとおり開催します。

なお、当日は消防出初式に先立ち、消防団車両によるパレードも実施しますので、住民の皆さんには、消防出初式の開催趣旨をご理解いただき、ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

開催日	開始時刻	会場
令和6年1月14日(日)	午前8時30分	町ふれあい中央広場 (町立文化会館西側)

■令和6年三股町消防出初式パレード経路図

パレード開始時刻：午前7時10分 町役場出発 ※小雨決行



★お問い合わせは、
総務課 危機管理係(2階 ②番窓口)
☎:52-1110(直通)にお願いします。



◆償却資産申告書(固定資産税)を送付します

地方税法の規定により、町内に償却資産を持っている人は、毎年1月1日現在の状況を申告する必要があります。

該当する償却資産の所有者に対して、申告に必要な書類を12月末までに送付しますので、必要事項を記入して、令和6年1月31日(水)までに税務財政課 資産税係に提出してください。

- 償却資産申告書への押印は不要です。
- 償却資産申告書には、マイナンバー(個人番号・法人番号)を記載してください。
- 太陽光発電設備を設置している場合も償却資産の申告が必要です。
(ただし、個人については10キロワット未満の場合は申告の必要はありません。)
- 先端設備等導入計画の認定を受けて取得した新規設備がある場合、申告書備考欄と種類別明細書の摘要欄に「先端設備特例」などの記入をし、関係書類を添付してください。
- 新規に申告するために申告書類が必要な場合は、税務財政課 資産税係にご連絡ください。

【償却資産とは・・・】

土地や家屋以外で、事業用の資産のうち減価償却費が法人税法や所得税法の規定で所得を計算したときに、損金または必要な経費に算出されるもの。
例えば、会社や個人事業主が、事業のために使用する構築物、機械や器具、備品などのことです。

★お問い合わせは、
税務財政課 資産税係(1階 ⑤番窓口)
☎:52-9636(直通)にお願いします。

◆上米公園パークゴルフ場は年明けの2日から営業します

上米公園パークゴルフ場は、年末は12月28日(木)まで、年明けは1月2日(火)から営業しています。

年末年始の休みに家族や友達と一緒にパークゴルフを楽しみませんか。
皆様のご来場をお待ちしています。

■年末年始の営業日と利用料金 =

営業日 (営業時間)	12月	29日(金)	年末年始休業日	
		30日(土)		
		31日(日)		
	1月	1日(月)		午前9時～午後5時
		2日(火)		
		3日(水)		
		4日(木)		
利用料金	高校生以上 : 500円 中学生 : 200円 小学生以下 : 無料		※クラブ・ボール代含む ※消費税込み	

※運動靴、帽子をご準備ください。

※小中学生は保護者の同伴をお願いします。

※5日以降は通常どおりの営業(営業時間:午前8時30分～午後5時)となります。



■パークゴルフ場によくあるお問い合わせ(Q&A) =

Q. パークゴルフ場の場所はどこですか？

A. 桜の名所として知られている上米公園の敷地内にあります。
とんがり屋根のクラブハウスが目印です。

Q. コースはいくつありますか？

A. 3コース(27ホール)の日本パークゴルフ協会の認定コースです。

Q. 誰でもできますか？

A. 歩いてプレーできる人なら誰でも利用可能です。

Q. 道具は必要ですか？

A. クラブ・ボールは無料で貸し出しを行っていますが、持ち込みも可能です。
また、芝生保護のため運動靴でのプレーをお願いします。

Q. 飲み物は必要ですか？

A. クラブハウス内に温かいお茶と冷たい水が出るティーサーバー(無料)があります。また、飲み物の自動販売機もあります。

Q. ダイエットできますか？

A. 1コース(9ホール)プレーすると歩数約1200歩、およそ20分の運動になります。自然の中で芝生の上を歩き、ストレス解消にもなる有酸素運動です。

Q. 食事はできますか？

A. 場内での食事の提供はしていませんが、屋外休憩所で各自持ち込みのお弁当などの食事はできます。

Q. 1人でもできますか？

A. 4人以下でプレーするようになっているので1人でも大丈夫です。
また、他の来場者と一緒にプレーすることもできます。

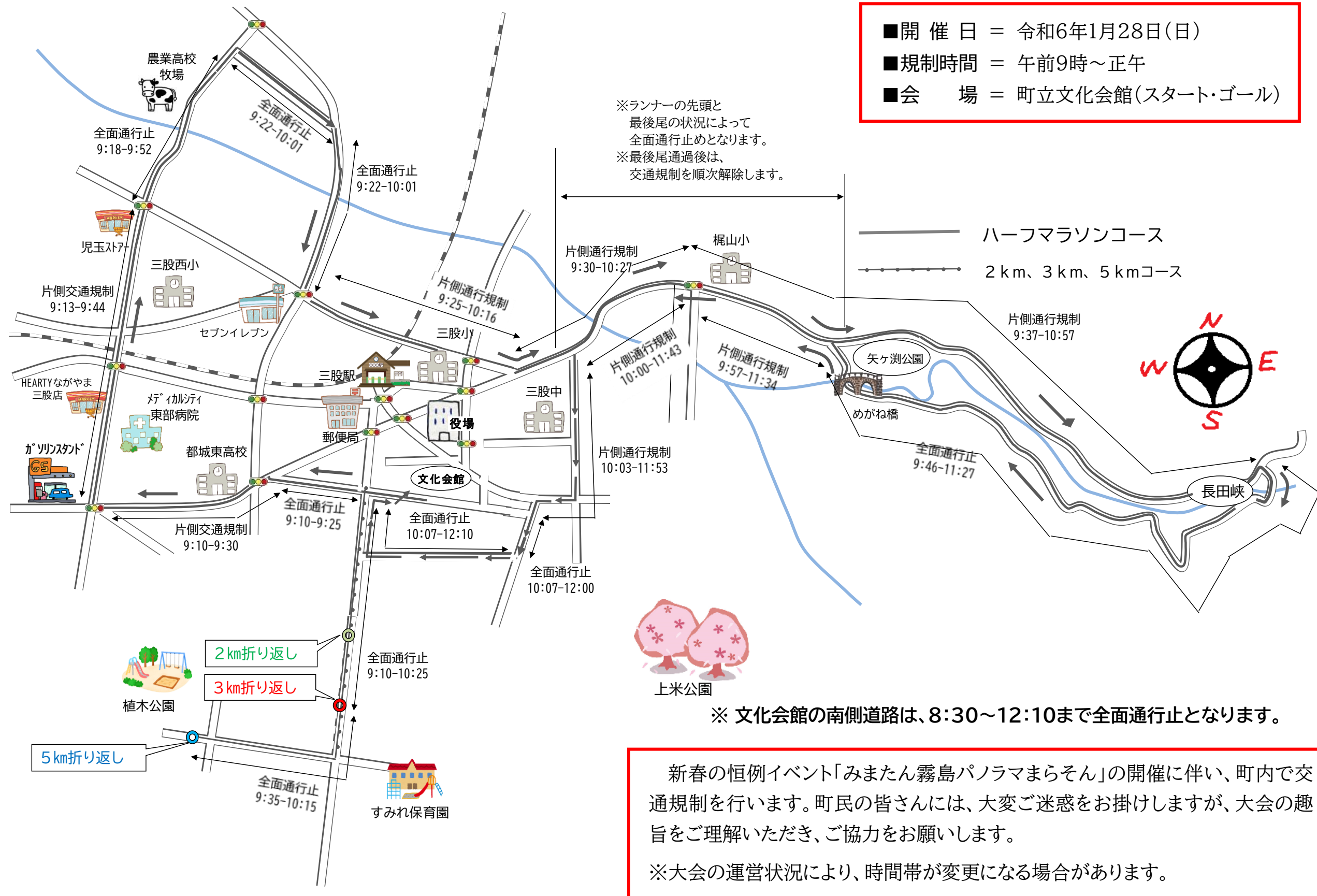
Q. 予約は必要ですか？

A. 団体利用(20人以上)の場合は、事前に予約をお願いします。
個人利用の場合、予約は必要ありません。

★お問い合わせは、

上米公園パークゴルフ場 ☎:51-2570 にお申し込みします。

◆第7回みまたん霧島パノラマまらそん開催日に交通規制を行います



★お問い合わせは、みまたん霧島パノラマまらそん実行委員会事務局(教育課 スポーツ振興係) ☎:52-9312(直通)をお願いします。

特別コラボ企画

よかもん朝市を

令和6年

日時：1月28日 日

午前8時～午後1時



ふれあい中央広場



みまたん霧島パノラマまらそん

当日、会場内は多くの人出が予想されます。
車で来場される方は、係員の指示に従って、駐車してください。

パノラマ
まらそんと食場
この日だけ特別に
ご開催します！

ランナーを
応援に行っど!!



三股町物産館よかもんやのキャラクター んじゃ様



◆付加保険料の上乗せ納付で受け取る年金額を増やせます

20歳以上60歳未満の国民年金第1号被保険者(自営業者・農林漁業者・学生・無職の人など)と、国民年金に任意加入している人は、定額保険料に付加保険料を上乗せして納めることで、受給する老齢基礎年金の額を増やせます。

【定額保険料】(いずれも月額)

令和5年度：1万6,520円 令和6年度：1万6,980円

■納めることができる人 =

- 国民年金第1号被保険者
- 任意加入被保険者(65歳以上の人を除く)
- 現在、免除、納付猶予や学生納付特例の認定を受けていない人

■付加保険料の月額 =

400円

■老齢基礎年金を受け取る時に加算される額(付加年金額) =

支給される付加年金の年額は、**200円×付加保険料納付済月数**

例)付加保険料を60カ月納めた場合

納付した付加保険料 400円×60カ月分=2万4,000円(総額)

受け取る付加年金額 200円×60カ月分=1万2,000円(年額)

2年以上の年金受給で、納めた付加保険料よりも多く受け取れます!

※付加保険料の納付は、申し込んだ月分からとなります。

※国民年金基金に加入中の人は付加年金に加入することができません。

※付加年金のみの加入はできません。

付加保険料の納付を希望する人は、年金手帳(基礎年金番号通知書)またはマイナンバー(個人番号)のわかるもの、本人確認書類(運転免許証など)を持って、町民保健課 国保年金係(1階 ③番窓口)または都城年金事務所へお申し込みください。

★お問い合わせは、

町民保健課 国保年金係(1階 ③番窓口) ☎:52-9631(直通)

または、都城年金事務所 ☎:23-2571(代表) にお願ひします。

◆家内労働(内職)情報をお知らせします

県の就職相談支援センター(家内労働相談窓口)では、家内労働の情報提供とあっせんを無料で行っています。



◎家内労働をお探しの人へ

ご希望の家内労働がありましたら、就職相談支援センターにお問い合わせください。(ご希望の家内労働の募集がすでに終了している場合は、ご了承ください。)電話での相談も受け付けていますので、気軽にお問い合わせください。

※仕事によっては細かい作業もあり、その他の求人条件が加わる場合があります。

令和5年11月24日現在

仕事の内容	委託地域	工賃
干支の置物の絵付けなど	三股町、高原町、 都城市内(要相談)、 小林市内一部地域	1個 10円～50円
部品組み立て、 部品外観検査(キズ汚れなど)	三股町、都城市	1個 0.3円～1.8円
婦人服のホック付け、 ボタン付け、しつけ縫い	三股町、都城市	30円～
自動車用ハーネスのサブ作り	A:三股町、都城市とその近辺 B:三股町、都城市	A・Bともに 1本 4円～20円
大島紬織り	三股町、都城市とその近辺	1反 2万円～4万5千円

◎事業所へ・・・内職委託の際にも、ぜひ当センターをご利用ください!

就職相談支援センター(家内労働相談窓口)では、無料の情報提供とあっせんを行っています。

★お問い合わせは、

都城就職相談支援センター(都城・小林地区)	
所在地	都城市北原町24街区21号 宮崎県都城総合庁舎1階 都城県税・総務事務所内
TEL/ファクス	25-0300
受付日	月曜～金曜(土曜、日曜、祝日は休み)
受付時間	午前9時～正午、午後1時～5時



お願いします。詳しい情報は、 で してください。

◆「第15回 新春あいさつ会」に参加しませんか

町商工会では「**まちの活力は、ひとの交流から**」をテーマに、本町の活性化と住みよいふるさとづくりに貢献するため、行政や関係団体をはじめ、広く町民の皆さんが参加することができる交流会(懇親会)を町と共同で開催します。ぜひ気軽にご参加ください。

期 日	令和6年1月5日(金)
時 間	午後1時～3時
場 所	町体育館(五本松7-1)
参加費	1人当たり2,500円(飲食費) ※飲酒する人は、車などの運転にご注意ください。
申し込み先	町商工会(樺山4421-22) ※三股駅東側、「物産館よかもんや」の裏
申し込み方法	町商工会窓口にて、参加費を添えて申し込んでください。 ※ <u>申し込み後のキャンセルは参加費の返金できません</u> 。ご了承ください。
申し込み締め切り	12月27日(水) 午後5時まで

★お問い合わせは、
町商工会 ☎:52-2226 をお願いします。



◆寒くなったら水道管の凍結にご注意ください

■凍結に注意 =

気温が氷点下4℃以下になると、水道が凍結しやすくなります。屋外、北側で日が当たらない場所にある水道管や、露出している水道管などは、特に注意が必要です。自宅の水道は大丈夫でしょうか？天気予報に注意して、水道管を凍結から守りましょう。

■凍結を防止するには =

○少しだけ水を出しておく

水道代が気になる人もいると思いますが、少しずつであればそれほど金額は大きくありません。水道管が破損して修理の方がお金が掛かります。

○水道管に保温材(布や毛布でも代用可)を巻き、その上からビニールテープなどを巻く

布や毛布がぬれると逆効果になるので注意してください。

■凍結で水が出ないときは =

○自然に溶けるまで待つ。

○凍った箇所にタオルなどを巻き付けて、ぬるま湯をゆっくりとかける。

※熱湯をかけると水道管が破裂する可能性があります。

○ドライヤーの温風を当てる。

■水道管が破裂したら =

水道管が破裂した場合は、メーターボックス内の止水栓を閉めて、町指定給水装置工事事業者に修繕を依頼してください。

※町指定給水装置工事事業者は町公式サイトで確認できます。



町公式サイトはこちら



■三股町指定給水装置工事事業者一覧表(町内のみ) =

No	事業者名	代表者名	事業者住所	電話番号
1	システムメンテナンス	吉川 正好	蓼池877番地7	52-4643
2	加治屋設備	加治屋 康弘	蓼池2873番地	27-7084
3	橋口建設	橋口 祐一	蓼池2338番地9	52-9720
4	曙建設 (株)	甲斐 知美	宮村2774番地21	36-6391
5	綿屋設備	綿屋 利洋	樺山5046番地12	090-6294-3247
6	(有) 木佐貫設備工業	丸谷 隆満	樺山4672番地	52-5574
7	(有) 才田工務店	才田 正弘	樺山4454番地6	52-2305
8	(株) 木佐貫建設	木佐貫 雄一	樺山4185番地7	52-2143
9	合同会社 大和設備	大村 和美	樺山3628番地2	52-6930
10	柳井設備	柳井 利和	樺山3247番地2	090-5741-5237
11	(株) 大和組	中原 康憲	樺山3168番地4	52-2215
12	大村設備	大村 光彦	樺山2992番地	090-3327-4101
13	(株) 真和産業	和田 昇	樺山1592番地6	52-0618
14	(有) 野元設備	野元 俊英	花見原8番地11	52-2460

★お問い合わせは、

環境水道課 上水道係(2階 ④番窓口)

☎:52-9081(直通) にお願ひします。

◆高齢者安全運転支援事業(踏み間違い防止)を行っています

■事業内容 =

高齢運転者が安心して運転を続けられるよう、自己の所有する自動車(新車および中古車の購入時の設置は除く)に、後付け安全運転支援装置を設置する人に費用の一部を補助するものです。

(設置する前に、申請が必要です。)

■補助対象装置 =

①急発進防止装置

停止時または低速走行時でアクセルペダルを強く踏み込んだ場合に、急発進を防止する装置。

②ペダル踏み間違い時加速抑制装置

停止時または低速走行時に前方および後方の壁や車両を検知している状態でアクセルペダルを踏み込んだ場合に、急加速を防止する装置。

③ATワンペダル

アクセルとブレーキを一体化させた、1つのペダルに足を置いたまま操作する装置。足を右に傾けるとアクセル、踏めばブレーキとなり、アクセルをかけたままペダルを踏んだ場合でも、クラッチが外れてアクセルが効かなくなり急停車できる装置。

■補助対象者 =

- ①町内に住所がある自動車運転免許保有者で満65歳以上の人
- ②町税などを滞納していない人
- ③同じ年度に、同一世帯で本補助金の交付を受けていない人
- ④都城地区交通安全協会三股支部交通安全研修会に積極的に参加する人
- ⑤町および都城地区交通安全協会三股支部共催の高齢運転研修会などに積極的に参加する人

■補助対象経費および補助額 =

補助対象経費	補助金の額
急発進防止装置の装着に要する経費	取り付けに必要な費用の2分の1以内の額(ただし、制限運転者は3分の2以内の額)とし、5万円を上限とする。
ペダル踏み間違い時加速抑制機能装置の装着に要する経費	取り付けに必要な費用の2分の1以内の額(ただし、制限運転者は3分の2以内の額)とし、7万円を上限とする。
ATワンペダルの装着に要する経費	取り付けに必要な費用の2分の1以内の額(ただし、制限運転者は3分の2以内の額)とし、15万円を上限とする。

※補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てます。
補助対象経費は、国の「サポカー補助金」を差し引いた自己負担額となります。

■申請方法 =

「三股町高齢者安全運転支援事業補助金交付申請書」に、次の書類を添付して提出してください。

- ①見積書の写し
- ②申請者名義の自動車検査証の写し
- ③滞納のない証明書
- ④運転免許証の写し
- ⑤その他町長が必要と認める書類



☆制限運転をはじめましょう ～みやこんじょ・みまたん安心安全運転～

制限運転とは、65歳以上の高齢運転者が自身の体調や運動能力を把握し、自動車を運転する時間帯や場所など自分自身で運転ルールを決め、守ることで交通事故の危険性を減らし、少しでも長く安全運転を続けようという取り組みです。

★お問い合わせは、総務課 危機管理係(2階 ②番窓口)

☎:52-1110(直通)をお願いします。

◆都城高専学生によるアンケート調査に協力をお願いします

本町は、都城工業高等専門学校とまちづくり分野での協力や連携を図る包括連携協定を締結しています。今回、都城高専建築学科杉本研究室が「**三股町交流拠点施設整備事業**」をテーマに、**まちづくりの変化を町民が感じているかどうかの調査を実施**するため、オンラインによるアンケート調査を行います。

回答は統計的に処理し、回答者個人は特定されません。皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

■アンケートの回答方法 =

- ・お手持ちの**スマートフォンやタブレットなどで次の2次元コードを読み込む**と、アンケートページが表示されます。該当する箇所に差し支えのない範囲で回答してください。



アンケートはこちらから

- ・1世帯1回答で、世帯内の16歳以上の人が回答してください。
- ・「1つ選択」という設問に関しては、最も当てはまると思う選択肢を1つだけ選んでください。
- ・回答は、パソコンからも行うことができます。その場合は、下の URL から回答することができます。

URL <https://forms.office.com/r/KQLzUxHPzv>

■回答期限 =

12月31日(日)まで

★お問い合わせは、

都城工業高等専門学校 建築学科 杉本研究室

☎:47-1237 をお願いします。

◆令和6年度 農業講座「ぼんちアグリスクール」の受講生を募集します

JA都城では、農業の基礎知識の習得を目指す人を対象に「令和6年度 ぼんちアグリスクール」を実施します。「家庭菜園で野菜を作っているが、うまくできない」「自分で作った野菜を直売所などで販売してみたい」など、農業に興味がある人は、ぜひご参加ください。

<講座概要>

- 期 間 = 令和6年4月～10月の平日(基本水曜)に座学・実習・農家研修など全12回程度開催予定。
※諸事情により講座内容・日時などが変更となる場合があります。

- 場 所 = JA都城本所、実習圃場、農家圃場

※開講式の日時、講座内容の詳細などは、後日ご案内します。

<募集要項>

- 募集人員 = 10人程度

※ただし都城・北諸地区管内に住んでいる人を優先します。

- 講座内容 = 座学、実習(サツマイモ・サトイモ)・農家研修、家庭実習(野菜の苗を配布します)などを通じて学びます。

- 受講料 = 5,000円(傷害共済掛金、野菜苗代、資料代などに充当します)

- 応募方法 = 官製ハガキ、または最寄りのJA窓口にある申込用紙に次の事項を記入してご応募ください。

(ア)住所 (イ)氏名(ふりがな) (ウ)生年月日 (エ)性別

(オ)電話番号 (カ)職業 (キ)応募申し込みの動機など

(ク)野菜を作っている畑の面積(野菜を作っていない人は未記入で構いません)

※個人情報本講座のみで使用し、他の目的には使用しません。

- 申し込み先 = 〒885-0003

都城市高木町6222-1 都城地域農業振興センター

- 募集期間 = **令和6年3月8日(金)まで ※当日消印有効**

- その他 = 応募多数の場合は抽選で決定します。

※新規受講生(過去、講座を受講していない人)を優先します。

★お問い合わせは、都城地域農業振興センター

☎:38-6693、ファクス:38-9031 をお願いします。

◆化学肥料低減定着対策事業のお知らせ

肥料価格高騰対策事業の一環として「化学肥料の2割低減に向けた地域の取組」を支援する追加対策を実施します。なお、水田活用直接支払交付金など、国による他の事業と重複して交付金を受けることはできません。

■支援の対象経費および内容 =

緑肥種子購入費の2分の1以内を支援

※令和5年6月～令和6年1月末日に購入したものが対象

※すき込みをしたもの(すき込み予定を含む)が対象

※収穫したものは対象外

■支援の対象者 =

町内に居住する農業者



■申請受付 =

○期間:12月20日(水)～令和6年1月31日(水)

※土・日・祝、年末年始を除く

※期間終了後は、受付できませんのでご注意ください。

○時間:午前9時～正午、午後1時～午後5時

○窓口:役場3階 三股町農業再生協議会(農業振興課内)

■必要書類 =

○化学肥料低減定着対策事業実施計画書(実績報告書)

※町公式サイトからダウンロードまたは窓口で配布

○(緑肥種子の)請求書または領収書など

※種子名、購入日、数量、購入者の氏名(申請者と同一)、販売店が分かるもの

○振込口座の通帳の写し(表紙と次ページ)

★お問い合わせは、

農業振興課 農政企画係(3階 ③番窓口) ☎:52-9086(直通)

をお願いします。

◆1月の農業用廃棄プラスチック回収のお知らせ

■1月の農業用廃棄プラスチックの処理業務を次のとおり実施します。

日 時	回収日 : 1月24日(水) 時 間 : 午後1時30分～3時 ※回収日が雨天で回収できなかった場合の予備日 : 1月31日(水)
場 所	町一般廃棄物最終処分場(クリーンヒルみまた)
処理料金	農ビフィルム 1kgあたり11円(税込) ポリ(PO) 1kgあたり33円(税込) その他 1kgあたり55円(税込) ※現金支払い

※分別が徹底されていない場合は、持ち込みをお断りさせていただきます。

※分別方法やその他の内容は、

町公式サイトにてご確認ください。→



町公式サイト

農業用プラスチックは、「焼かない 捨てない リサイクル」

使用済みの農業用廃棄プラスチックは、「産業廃棄物」であるため、排出業者(農業経営者)が自己の責任で適正に処理するよう義務付けられています。

不法焼却や不法投棄をすると、5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金が科せられます。

また、被覆資材や収穫後の使用済み農業用廃棄プラスチックなどは、強風時に飛散させないように注意しましょう。

★お問い合わせは、

農業振興課 農政企画係(3階 ③番窓口)

☎:52-9086(直通) をお願いします。



◆畜産農家の皆さんへ

毎月10日・20日・30日は「町内一斉消毒の日」です

高病原性鳥インフルエンザは、11月27日時点で佐賀県と茨城県の2件の農場で感染が確認されています。

豚熱は、9月から九州全域でのワクチン接種が始まりました。

口蹄疫は、4年ぶりに韓国で発生しています。

畜産農家におかれましては、伝染病への防疫意識を高め、より一層の防疫強化をお願いします。

「今一度、発生予防対策の徹底と
畜産農家相互の注意喚起をお願いします」

《 次のことを守りましょう 》

①長靴の履き替え

農場用と外出用の長靴を履き替えることで、長靴に付着したウイルスの侵入を防ぎます。

②踏み込み消毒槽の設置と点検

踏み込み消毒槽は必ず設置し、消毒薬が汚れたら取り替えましょう。

③農場訪問者の記録と立ち入り規制

農場内への部外者の立ち入りを禁止するほか、畜産関係者や飼料運搬車など、農場に立ち入る人や車がいつ来たかを記録し、保存しておきましょう。

④早期発見・早期通報

家畜に異常が見られたら、すぐに獣医師または都城家畜保健衛生所(☎:62-5151)に連絡しましょう。

※消毒薬・農場訪問記録用紙は、町役場で配布しています。

農業振興課(3階 ③番窓口)までお越しく下さい。

★お問い合わせは、農業振興課 畜産振興係(3階 ③番窓口)

☎:52-9088(直通)をお願いします。



相談

◆「行政相談」を実施します

行政相談は、国の行政全般について皆さんの意見、要望や苦情を聴いて、公正・中立の立場から関係行政機関などに必要なあっせんを行っています。

また、その解決や実現を目指すとともに、皆さんの声を行政の制度・運営の改善に生かしています。

国の仕事、その手続きやサービスで困っていることはありませんか？

相談は無料、予約なしで気軽に利用できます。相談者の秘密は、固く守りますので、気軽にご相談ください。

期 日	1月4日(木)	1月15日(月)
相談委員	やしき かずひさ 屋敷 和久	にしどめ ふみお 西留 文夫
時 間	午前10時～正午	
場 所	町総合福祉センター「元気の杜」	

※相談委員は、変更になる場合があります。

★お問い合わせは、

総務課 行政係(2階 ②番窓口)

☎:52-1112(直通)をお願いします。



◆「人権相談」を実施します

いじめ・虐待などの「人権相談」だけでなく、家庭内の問題(夫婦・親子・離婚・扶養・相続)、近隣トラブルや金銭貸借、借地借家、登記などの悩み事相談にも応じています。予約は不要ですので、気軽にご相談ください。

※相談は無料です。

■特設人権相談 =

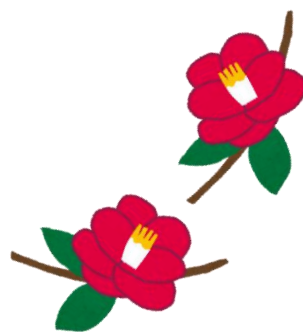
期 日	1月9日(火)
時 間	午前10時～午後3時
場 所	JR三股駅多目的ホール「M★ういんぐ」
相談委員	おおとなり まさはる 大隣 雅春、くわはた みよこ 桑畑 実余子 ※相談員は、変更になる場合があります

■常設人権相談 =

日 時	平日の午前8時30分～午後5時15分
場 所	宮崎地方法務局 都城支局 (都城合同庁舎5階相談室)
相談委員	人権擁護委員・法務局職員

★お問い合わせは、

- ・特設人権相談 = 総務課 行政係(2階 ②番窓口)
☎:52-1112(直通)
- ・常設人権相談 = 宮崎地方法務局都城支局
☎:22-0490 にお願ひします。



◆「こころの健康相談」を実施します

都城保健所では、地域の皆さんが精神科医師へ気軽に相談できる機会の提供として、「こころの相談事業」を実施します。「精神科の病気かもしれないけど、病院に行くのは抵抗がある」、「専門の先生に相談してみたい」など、気になることがありましたら、保健所にご相談ください。

日 程	1月18日(木)
時 間	午後1時30分～3時30分
場 所	都城保健所 (都城市上川東3-14-3)
対 象	保健師が事前に相談を受け、医師の相談が必要と思われる人。 ご家族や関係者からの相談もお受けします。
相談内容	(1)ひきこもり、抑うつ、過食・拒食、リストカットなどに関する事 (2)精神科の病気、心の健康に関する問題など精神保健一般に関する事 (3)アルコール依存、薬物問題やその他の依存に関する事
相談体制	予約制 ※1日の相談枠は3枠まで ※事前に保健所保健師(疾病対策担当)へご相談ください
料 金	無料

★お申し込み・お問い合わせは、

都城保健所 健康づくり課 ☎:23-4504
に願ひします。



◆「成年後見制度の無料相談」を実施しています

町社会福祉協議会では、毎月第4木曜日に「成年後見制度の概要や利用方法」に関する相談を受け付けています(祝日の場合は、翌日に実施します)。

また、電話での相談も受け付けていますので、気軽にご相談ください。

■相談日 = 1月25日(木)

■時間 = 午後1時～4時

■場所 = 町総合福祉センター「元気の杜」

■申し込み方法 = 相談は予約制です。

人数に制限がありますので、相談希望者は電話か窓口で直接申し込んでください。

なお、法律など専門知識が必要な相談内容の場合は、他の相談窓口の紹介も行っています。

「成年後見制度」とは？

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力が不十分な人は、不動産や預貯金などの財産管理、身の回りの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約締結や、遺産分割の協議などをすることが難しい場合があります。

また、自分に不利益な契約であっても、よく判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあうおそれもあります。このような判断能力の不十分な人を保護し、支援するのが成年後見制度です。

★お申し込み・お問い合わせは、
町社会福祉協議会
☎:52-1246 にお願ひします。



◆「消費生活無料法律相談」を実施します

町福祉・消費生活相談センターと都城市消費生活センターでは、次の日程で弁護士による「消費生活無料法律相談」を計画しています。町内に住む人が都城市で相談を受けることもできます。お困りのことがありましたら、ぜひご利用ください。

期 日	【都城市】1月26日(金)
時 間	【都城市】午後1時～4時
場 所	【都城市】消費生活センター(都城市役所本館2階)
内 容	消費生活上のもめ事や多重債務などの法律的な問題について、弁護士が考え方や解決方法などを助言します。 ※個人の秘密は固く守られます。
申込方法	・相談内容を把握するため、 必ず開催日の2日前までに事前相談、事前予約が必要です。 ・消費生活に関する法律相談です (個人間トラブル、相続、事業者からの相談などは対象外) 。 ・日程は変更になる場合があります。 ・相談の詳細は、気軽にお問い合わせください。

★お申し込み・お問い合わせは、
町福祉・消費生活相談センター ☎:52-0999
都城市消費生活センター ☎:23-7154 にお願ひします。



◆「無料法律相談」を実施します

町社会福祉協議会では、毎月第3水曜日に「法律相談」を実施しています。

期 日	1月17日(水)
時 間	午後1時30分～4時30分
場 所	町総合福祉センター「元気の杜」
内 容	土地・建物・登記・遺言・結婚・離婚・金銭面でのめめごとなど、法律上のさまざまな相談や悩みごとに対して、司法書士が適切に回答しますので、気軽にご相談ください。 ※秘密は固く守られます。
申込方法	相談は 予約制 です。 人数に制限がありますので、相談希望者は電話か窓口で直接お申し込みください。



★お申し込み・お問い合わせは、
町社会福祉協議会
☎:52-1246 にお願ひします。

◆「おもちゃ病院三股」を開設します

期 日	1月20日(土) 毎月第3土曜日
時 間	開 院：午後1時～3時ごろ ※受け付けは午後3時までにお願ひします。
場 所	町総合福祉センター「元気の杜」
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・おもちゃ病院三股は、おもちゃを無償で修理します。 (※一部、材料費などが掛かることがあります。) ただし、破損がひどい物や欠品がある物は、修理できない場合があります。現物を見て判断しますので、ご了承ください。 ・コンセントにつないで作動させる電化製品・コンピューター製品、人を傷つける恐れがある物や水に浮く物(浮輪・ボートなど)は修理対象外です。



使わなくなったおもちゃをご提供ください。

「おもちゃ病院」では、壊れたおもちゃを無償で修理していますが、修理に使う部品を購入しなければならないこともあります。

使わなくなったおもちゃ、壊れたおもちゃからも、部品を取ることができますので、おもちゃを修理するために、ご協力をお願いします♪



★お問い合わせは、
代表:横山健一 ☎:51-0241 または、
増田親忠 携帯:090-1926-8783 にお願ひします。